

医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究

研究代表者 板橋 匠美 (東京医療保健大学 客員准教授/日本臨床衛生検査技師会 政策調査課長)

研究要旨

医療関係職種の養成教育は、将来提供される医療の安全性、信頼性及び均てん性を支える基盤である。本研究は、医療関係職種の養成教育に共通する課題である遠隔授業の在り方及び第三者評価を含む教育の質保証の在り方について、職種ごとの教育特性を踏まえつつ、職種横断的に整理することを目的として、令和6年度及び令和7年度の2年間にわたり実施した。

令和6年度は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の養成教育を対象として、遠隔授業の実施状況、教育効果、課題及び好事例を把握するための実態調査を実施した。その結果、遠隔授業は、講義系科目、基礎知識の定着、復習、反復学習、補講、他施設との講義共有等において一定の有効性を有する一方、実技・実習、人体に触れる技術、装置操作、臨床判断、態度形成等を十分に代替するものではないことが示された。また、職種ごとの教育内容や実技・実習の比重に応じて、遠隔授業を補完的に活用する必要があることが明らかとなった。

令和7年度は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を対象として、養成教育における第三者評価及び質保証制度の実態を整理した。具体的には、機関別認証評価、分野別評価、第三者評価、指定規則、ガイドライン等の関係を職種横断的に比較分析した。その結果、大学と専修学校等の養成区分による質保証構造の差異、大学教育における専門教育評価の空白、機関別認証評価と分野別評価等との評価項目の重複、任意制度に依拠することによる実効性の限界等が確認された。

2年間の成果を総括すると、医療関係職種養成教育の質向上に向けては、遠隔授業を対面教育の単純な代替ではなく、教育内容に応じた補完的・戦略的手法として位置付けることが重要であることが示された。また、教育の質保証については、既存の機関別認証評価、分野別評価、第三者評価、指定規則及びガイドライン等の役割分担を明確化し、職種固有の専門教育を適切に評価できる仕組みを整備する必要があることが明らかとなった。

以上より、本研究で得られた成果は、医療関係職種の養成教育における教育方法の改善、質保証制度の実効性向上、評価制度間の役割分担の整理及び今後の厚生労働行政における施策検討に資する基礎資料となるものである。

分担研究者

松熊 秀明 (森ノ宮医療大学 教授)
伊藤 譲 (日本体育大学 教授)
児玉 直樹 (新潟医療福祉大学 教授)
坂本 秀生 (神戸常盤大学 教授)
工藤 元嗣 (日本医療大学 教授)
西田 裕介 (国際医療福祉大学 教授)
河野 健一 (国際医療福祉大学 教授)

研究協力者

岡山 雅哉 (日本医療大学 助教)

A. 研究目的

医療関係職種の養成教育は、将来提供される医療の安全性、信頼性及び均てん性を支える基盤である。近年、医療需要の変化、チーム医療の推進、医療技術の高度化等を背景として、医療関係職種に求められる知識・技能及び役割は変化しており、各職種の養成教育においても、時代に即した教育内容と質保証の在り方が求められている。

厚生労働省医政局医事課が所管する医療関係職種については、これまで各職種の指定規則、ガイドライン等の見直しが順次行われ、教育内容や臨床実習の在り方について検討が進められてきた。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、養成施設において遠隔授業や臨床実習の代替的学修が急速に導入され、さらに教育未来創造会議においてオンライン授業等の導入促進が示されたことにより、遠隔授業は一時的な特例措置にとどまらず、今後の教育方法の一つとして検討すべき課題となった。しかし、医療関係職種の養成教育においては、職種ごとに必要とされる知識・技能、実技・実習の比重、人体に触れる教育内容、装置操作や測定技術の特性等が異なるため、遠隔授業を一律に導入することは教育の質の低下や学生の修学上の不利益につながるおそれがある。

また、医療関係職種の養成教育の質保証については、大学では学校教育法に基づく機関別認証評価が制度化されている一方で、各資格養成課程に固有の専門教育の内容、臨床実習体制、指定規則・ガイドラインへの適合状況等を十分に評価する仕組みは必ずしも整備されていない。専修学校等においても、養成施設指定規則や自己点検・評価の枠組みは存在するものの、第三者評価の位置付けや実施状況は職種により異なっている。さらに、分野別評価や第三者評価を導入している職種においては、既存の機関別認証評価等との評価項目の重複、受審負担、任意制度に依拠することによる実効性の限界等が課題とな

っている。

本研究は、医療関係職種の養成教育に共通する課題である遠隔授業の在り方及び第三者評価を含む教育の質保証の在り方について、職種ごとの特殊性を踏まえつつ、職種横断的に整理することを目的として実施した。具体的には、令和6年度において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の養成教育を対象として、遠隔授業の実施状況、教育効果、課題、好事例を把握し、医療関係職種における適切な遠隔授業の活用の在り方を整理することを目的とした。

令和7年度においては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師を対象として、養成教育における質保証制度の実態を把握し、機関別認証評価、分野別評価、第三者評価、指定規則、ガイドライン等の関係を整理することにより、各職種における評価制度の法的位置付け、評価内容、受審状況、制度間の重複、評価が十分に及んでいない領域を明らかにすることを目的とした。

本総合報告書では、令和6年度及び令和7年度の研究成果を総合し、医療関係職種の養成教育における遠隔授業の適切な活用方法と、教育の質を担保するための評価制度上の課題を横断的に整理する。これにより、各職種の教育特性を踏まえた教育方法の改善、質保証制度の実効性向上、制度間の役割分担の明確化を図り、今後の医療関係職種養成教育の質向上及び厚生労働行政における施策検討に資する基礎資料を提示することを目指す。

B. 研究方法

1. 研究デザイン及び研究体制

本研究は、医療関係職種の養成教育におけ

る職種横断的な課題について、各職種の教育特性を踏まえつつ整理することを目的として、令和6年度及び令和7年度の2年間にわたり実施した。

研究課題は、①医療関係職種の養成教育における適切な遠隔授業の方法等を検討し、その好事例を取りまとめること、②養成教育の質向上を図る上での適切な第三者評価の方法等を整理することの2つで構成した。これらはいずれも医療関係職種に共通する課題である一方、検討すべき内容が異なるため、令和6年度は遠隔授業関連、令和7年度は第三者評価関連を中心に検討した。

研究体制としては、総括研究において調査の基本枠組み、調査票又は調査フォーマットを設計し、各職種の分担研究において職種別の情報収集、集計、整理を行った。そのうえで、総括研究において各分担研究の結果を職種横断的に分析し、共通する課題と職種固有の課題を整理した。なお、各年度の調査対象職種は、当該年度に検討する課題の性質及び研究協力団体との調整状況を踏まえて設定した。

2. 令和6年度における遠隔授業の実態調査

令和6年度は、医療関係職種の養成教育における遠隔授業の実施状況、教育効果、課題及び好事例を把握するため、遠隔授業に関する実態調査を実施した。

調査対象は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の養成学科とし、令和6年度在学者の令和6年度カリキュラムを実施する全学年を対象とした。

調査に当たっては、総括研究において共通調査票を作成し、Webフォーム等を用いて各養成校に回答を依頼した。調査では、遠隔授業の実施有無、実施している授業科目又は分野、授業形態、教育効果に関する認識、遠隔授業における課題、学生の学習成果の評価方

法、次年度以降の継続意向、遠隔授業の好事例等について把握した。

また、職種横断的な比較が可能となるよう、遠隔授業の形態について、同時配信型、オンデマンド型、ハイブリッド型、ハイフレックス型、対面授業とオンデマンド配信を組み合わせた形式等の用語を整理し、各職種に共通する定義のもとで調査を実施した。

3. 令和6年度調査結果の整理及び好事例の抽出

令和6年度の調査結果については、まず各職種の分担研究において集計し、遠隔授業の実施状況、導入されている授業分野、教育上の利点、課題、継続可能性等を整理した。

その後、総括研究において、各職種の結果を職種横断的に分析し、共通する内容と職種固有の内容に分類した。さらに、教育内容の性質に着目し、人体に触れる機会が多い内容、人体に触れる機会が少ない内容、職種特性上行われている内容等の観点から整理した。

これらの分析結果を踏まえ、各職種の学校協会、教育施設協議会、評価機構、職能団体等の研究協力団体との意見調整を行い、職種ごとの特殊性を踏まえた適切な遠隔授業の活用方法を検討した。あわせて、教育の質向上に資する取組として評価できる事例を、遠隔授業の好事例として収集・整理した。

4. 令和7年度における第三者評価・質保証制度の調査

令和7年度は、医療関係職種養成教育における質保証制度の現状と課題を明らかにし、第三者評価の在り方に関する基礎的知見を得ることを目的として、職種横断的な文献・制度調査及び比較分析を実施した。

調査対象職種は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とした。

調査では、学校教育法に基づく機関別認証評価及び分野別評価、各職種における第三者評価、養成施設指定規則、指導ガイドライン、関係法令、各評価機関が公表する実施要項、評価基準書、自己評価報告書作成の手引き等の一次資料を収集した。特に、既に第三者評価の枠組みを有するリハビリテーション教育評価機構及び柔道整復教育評価機構については、評価対象、評価基準、評価方法、評価周期、評価結果の公表方法、評価実施体制等に関する資料を収集し、既存制度の実態を整理した。

5. 統一調査フォーマットによる職種横断的整理

令和7年度の調査では、職種間の比較可能性を担保するため、総括研究において全職種共通の統一調査フォーマットを作成した。

同フォーマットでは、養成経路と適用される評価制度の分類、評価制度の名称、実施機関、法的根拠、準拠するガイドライン、受審義務の有無、評価周期、評価対象及び範囲、評価結果の公表の有無、不適合時の対応、他制度との重複、未評価領域、受審負担、既存の第三者評価機構における評価基準、評価方法、運営体制等について整理した。

各職種の調査担当者は、担当職種の養成課程に適用される評価制度及び関係法令等を確認し、統一調査フォーマットに基づいて情報を整理した。総括研究では、各職種の整理結果を集約し、職種横断的な比較分析を行った。

6. 質保証制度に関する比較分析

収集した情報をもとに、各評価制度の対象、内容、受審形態等を整理したマトリクス表を作成した。そのうえで、各職種の関係法令及び養成施設区分ごとの制度構造を重ね合わせ、質保証制度上の課題を分析した。

具体的には、大学と専修学校等の養成施設

種別による質保証構造の差異、大学教育における専門教育評価の空白、第三者評価の受審義務の有無にみられる制度的強制力の差異、既存の機関別認証評価等と任意の分野別評価との間に生じる評価項目の重複、いずれの制度でも十分に評価されていない領域の有無、既存の第三者評価機構における評価対象、評価基準、評価方法及び結果公表の仕組み等について、定性的に比較分析した。

7. 2年間の成果の総合的整理

総合報告書の作成に当たっては、令和6年度に実施した遠隔授業に関する実態調査及び好事例整理の結果と、令和7年度に実施した第三者評価・質保証制度に関する制度調査及び比較分析の結果を統合した。

そのうえで、医療関係職種の養成教育における教育方法の改善と教育の質保証という2つの観点から、職種横断的に共通する課題、職種ごとの特性に応じた留意点、制度上の課題、今後の施策検討に資する論点を整理した。以上の方法により、医療関係職種養成教育における遠隔授業の適切な活用方法と、教育の質を担保するための評価制度の在り方について、総合的に検討した。

<研究協力団体 一覧>

- ・柔道整復教育評価機構
- ・リハビリテーション教育評価機構
- ・全国柔道整復学校協会
- ・日本柔道整復師会
- ・東洋療法学校協会
- ・全国リハビリテーション学校協会
- ・全国診療放射線技師教育施設協議会
- ・日本臨床検査学教育協議会
- ・日本臨床工学技士教育施設協議会
- ・日本鍼灸師会
- ・日本診療放射線技師会
- ・日本臨床衛生検査技師会
- ・日本臨床工学技士会

C. 研究結果

1. 研究全体を通じて把握された結果の概要

本研究では、令和6年度に医療関係職種養

成教育における遠隔授業の実施状況、教育効果、課題及び好事例を把握し、令和7年度に第三者評価を含む質保証制度の実態と構造的課題を整理した。令和6年度の調査では、遠隔授業は医療関係職種養成教育における補完的な教育手法として一定の有効性を有する一方、職種ごとの教育内容や実技・実習の特性に応じた慎重な活用が必要であることが示された。令和7年度の調査では、養成教育の質保証制度について、大学と専修学校等の養成区分による制度構造の差異、大学教育における専門教育評価の空白、評価項目の重複、任意制度に依拠することによる実効性の限界等が確認された。

以上より、医療関係職種の養成教育においては、教育方法の改善として遠隔授業を適切に活用することと、教育の質を担保するための評価制度を整備することの双方が重要であり、両者を一体的に検討する必要があることが明らかとなった。

2. 令和6年度における遠隔授業の実施状況

令和6年度は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の5職種の養成学科を対象として、遠隔授業の実施状況等に関する調査を行った。その結果、職種横断的にみると、遠隔授業の実施経験がない養成施設が全体の約6割を占めており、遠隔授業はすべての養成施設に広く定着している状況ではなかった。一方で、遠隔授業を実施している養成施設では、主として基礎科目や講義系科目において導入されていた。

授業形態としては、オンデマンド型、同時配信型、ハイブリッド型、ハイフレックス型等が確認された。なかでも、オンデマンド型と同時配信型を適宜組み合わせる形式や、対面授業と遠隔授業を組み合わせるハイブリッド型は、反復学習のしやすさと双方向性の確保を一定程度両立できる形式として評価されていた。これにより、遠隔授業は単独で対面授業を代替するものではなく、教育内容や学修段階に応じて対面授業と組み合わせることで効果を発揮し得ることが示された。

3. 遠隔授業における教育効果と課題

遠隔授業の教育効果については、学生が繰り返し視聴できることによる反復学習の促進、基礎知識の定着、移動時間の削減、他機

関との講義共有等に肯定的な評価がみられた。特に、講義系科目や知識整理を目的とする科目では、遠隔授業を活用することにより、学生の理解度向上や学修機会の確保につながる可能性が示された。

一方で、実技科目や臨床実習に関する内容については、遠隔授業のみで十分な教育効果を得ることは困難であると整理された。具体的には、人体に触れる技術、手技の習得、装置操作、測定技術、臨床現場での判断力や態度形成等については、対面による指導や実習を通じた学修が不可欠であり、遠隔授業は補完的な位置付けにとどめる必要があることが確認された。

また、遠隔授業の課題として、学生の集中力の低下、学修状況の把握の難しさ、教員のICT活用能力の差、教材作成に係る負担、通信環境や学修環境の格差、学修成果の評価方法の難しさ等が挙げられた。これらの課題から、遠隔授業を教育の質向上につなげるためには、授業形態の選択だけでなく、教材設計、学修管理、成績評価、教員支援体制を含めた運用上の整備が必要であることが示された。

4. 職種特性を踏まえた遠隔授業の活用可能性

職種ごとの結果を整理すると、遠隔授業の適用可能性は、各職種の教育内容や実技・実習の比重により異なっていた。柔道整復師やあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師のように、人体に直接触れる技術や手技の習得を重視する職種では、遠隔授業の活用は主として基礎理論や講義系科目に限定される傾向が確認された。これらの職種においては、遠隔授業を実技教育の代替とすることには限界があり、対面授業や実技指導との組み合わせの必要性が示された。

一方、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士のように、装置操作、測定技術、画像・データ解析等を含む職種では、シミュレーション教材、動画教材、ICT教材、他機関との講義共有等を活用することで、遠隔授業を補完的に活用できる可能性が示された。特に、装置や症例、教材等の教育資源を共有する観点から、遠隔授業は広域的な教育連携の手段となり得ることが確認された。

これらの結果から、遠隔授業の活用に当たっては、医療関係職種に共通する原則を整理しつつも、職種ごとの教育目的、到達目標、

実技・実習の比重、学修内容の性質に応じて、活用範囲を個別に設定する必要があることが明らかとなった。

5. 遠隔授業の好事例として把握された取組

令和6年度調査では、教育の質向上に資する取組として、各職種における遠隔授業の好事例が収集された。好事例では、遠隔授業を単なる対面授業の代替として用いるのではなく、事前学修、復習、知識整理、反復学習、補講、他施設との講義共有等に位置付けることで、対面授業や実習の効果を高める工夫が行われていた。

また、遠隔授業の教材として、動画、シミュレーション教材、症例提示資料、確認テスト、学修管理システム等を活用する事例が確認された。これらの取組では、学生が自らの理解度に応じて学修を進められる一方、教員が学修状況を把握し、必要に応じて対面指導や個別支援につなげる工夫がみられた。

好事例に共通する特徴として、第一に、遠隔授業の目的と対象科目が明確であること、第二に、対面授業や実技・実習との役割分担が整理されていること、第三に、学生の学修状況や理解度を把握する仕組みがあること、第四に、教員側のICT活用や教材作成を支援する体制が整えられていることが挙げられた。

6. 令和7年度における質保証制度の全体的な整理結果

令和7年度は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を対象として、養成教育における質保証制度の実態を横断的に整理した。その結果、医療関係職種養成教育における質保証制度には、養成施設の種別による制度適用の差異、大学教育における専門教育評価の空白、任意の分野別評価導入時の評価項目の重複、任意制度に依拠することによる受審回避の可能性という複数の構造的課題が認められた。

これらの課題は、特定の職種に限られるものではなく、対象とした医療関係職種に共通する制度上の論点として確認された。また、既存の第三者評価制度の実態把握を目的として、リハビリテーション教育評価機構及び柔道整復教育評価機構の評価制度について

も整理し、既に制度化されている分野における評価対象、評価基準、評価方法、結果公表の仕組み等を確認した。

7. 養成区分による質保証構造の差異

質保証制度の整理により、同一の国家資格取得に接続する養成課程であっても、大学と専修学校等では適用される制度的枠組みが異なることが確認された。大学については、学校教育法に基づく機関別認証評価が義務付けられている一方で、評価の主たる対象は大学全体の組織運営、教育研究活動、内部質保証等であり、各医療関係職種の資格養成課程に固有の教育内容や臨床実習体制を十分に評価するものとは限らなかった。

一方、専修学校等では、養成施設指定規則や指導ガイドラインに基づき、教員配置、施設設備、教育内容等が行政確認の対象となる構造がみられた。また、令和8年度以降、専修学校等における自己点検・評価の実施及び公表が制度上求められることとなる一方、第三者評価については努力義務にとどまるため、大学とは異なる質保証構造となっていた。

このように、養成区分により質保証制度の根拠、評価対象、評価の強制力が異なることから、医療関係職種養成教育における質保証には、制度上の非対称性が存在することが明らかとなった。

8. 大学教育における専門教育評価の空白

大学における機関別認証評価と、医療関係職種養成教育において確認されるべき専門教育の内容を照合した結果、大学教育には専門教育評価の空白が存在することが確認された。具体的には、大学の機関別認証評価では、大学全体の理念、管理運営、内部質保証、教育研究活動等が主な評価対象となる一方で、指定規則や指導ガイドラインに相当する専門的教育要件、臨床実習体制、職種固有の技能教育の質等については、十分に評価されにくい構造が認められた。

特に、臨床検査技師養成においては、大学が科目承認校として位置付けられる場合が多く、指定規則及び指導ガイドラインの直接適用対象となる専修学校等との間で、専門教育の制度的担保の在り方に差異があることが示された。また、診療放射線技師、臨床工学技士、柔道整復師等においても、大学教育における専門教育評価の範囲や方法について

て、現行制度のみでは十分に担保されにくい領域があることが整理された。

これらの結果から、大学教育における医療関係職種固有の専門教育の質をどのように評価し、改善につなげるかが重要な課題であることが明らかとなった。

9. 分野別評価導入に伴う評価項目の重複

専門教育評価の空白を補完するために、任意の分野別評価や第三者評価を導入している職種では、既存の機関別認証評価との間で評価項目の重複が生じ得ることが確認された。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に関する分野別評価では、教育理念、教員、教育課程、臨床実習、学生支援、管理・財務、内部質保証等の広範な項目が評価対象となっており、大学の機関別認証評価と重なる領域が少なくないことが示された。

また、柔道整復師においても、分野別評価版の評価基準では、教育理念、教育活動、学生支援、学修成果、教育改善、学生募集等が評価対象とされており、大学が任意に受審する場合には、既存の機関別認証評価との間で資料作成や評価対応の重複が生じ得ることが確認された。

このことから、専門教育の質を評価する制度を追加する場合には、単に評価項目を上乗せするのではなく、既存の評価制度との役割分担を明確化し、受審負担を過度に増加させない制度設計が必要であることが示された。

10. 任意制度に依拠することによる実効性の限界

第三者評価や分野別評価が任意又は努力義務にとどまる場合、教育の質に課題を有する養成施設ほど受審を回避し得るという実効性の限界が確認された。評価制度が任意である場合、質改善に積極的な養成施設は受審する一方で、改善を要する養成施設が制度の外に残る可能性がある。この構造は、医療関係職種養成教育全体の質保証を図る上で大きな課題である。

また、専修学校等においても、令和8年度以降の制度改正により自己点検・評価及び公表が求められる一方で、第三者評価は原則として努力義務にとどまることから、評価制度の実効性をどのように担保するかが課題として整理された。

この結果から、医療関係職種養成教育の質

保証を実効的なものとするためには、評価制度の有無だけでなく、受審を促す仕組み、評価結果の活用、改善支援、継続的な質向上につなげる制度設計が必要であることが明らかとなった。

11. 既存の第三者評価制度の実態

令和7年度調査では、既存の第三者評価制度として、リハビリテーション教育評価機構及び柔道整復教育評価機構が実施する評価制度の実態を整理した。

リハビリテーション教育評価機構では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の学校養成施設を対象として、教育理念・目標・方針、教育、臨床実習、学生、管理・財務、内部質保証等を評価対象とする第三者評価が実施されていた。また、評価は自己点検評価報告書等に基づく書面調査と実地調査を組み合わせで行われ、評価結果を公表する仕組みが確認された。

柔道整復教育評価機構では、柔道整復師養成教育の質の向上を目的として、評価基準書や自己評価報告書作成の手引きが整備されていた。評価項目は、教育理念・目的・目標、教育活動、学生支援、学修成果・評価・教育改善、入学選考・学生募集等から構成されており、自己点検・評価を支援しつつ、教育改善につなげる枠組みが整備されていることが確認された。

これらの既存制度は、医療関係職種養成教育における第三者評価制度を検討する上で重要な参考となる一方、他職種への展開に当たっては、各職種の教育内容、養成施設の種類、評価負担、評価機関の運営基盤等を踏まえた調整が必要であることが示された。

12. 2年間の研究結果の総括

令和6年度及び令和7年度の研究結果を総合すると、医療関係職種養成教育における課題は、教育方法の在り方と教育の質保証の在り方の双方にまたがっていることが明らかとなった。

令和6年度の遠隔授業に関する調査では、遠隔授業は補完的教育手法として一定の有効性を有するものの、すべての教育内容に一律に適用できるものではなく、職種ごとの教育特性、実技・実習の比重、人体に触れる内容の有無、装置操作や測定技術の特性等を踏まえた活用が必要であることが示された。

令和7年度の質保証制度に関する調査では、医療関係職種養成教育の質を担保するためには、既存の機関別認証評価、分野別評価、第三者評価、指定規則、ガイドライン等の役割分担を明確化し、専門教育評価の空白や評価項目の重複、任意制度による実効性の限界を解消していく必要があることが示された。

以上より、医療関係職種養成教育の質向上に向けては、遠隔授業を教育の質向上に資する補完的手法として位置付けること、及び各職種の専門教育を実効的に評価し改善へつなげる質保証制度を整備することが、共通する課題として整理された。

D. 考察

1. 医療関係職種養成教育における教育方法と質保証の一体的検討の必要性

本研究では、令和6年度に遠隔授業の在り方、令和7年度に第三者評価を含む質保証制度の在り方を検討した。これらは一見すると異なる課題であるが、いずれも医療関係職種の養成教育の質をどのように維持・向上させるかという共通の課題に関わるものである。研究計画においても、初年度は遠隔授業の適切な活用方法と好事例の整理、次年度は職種ごとに適した評価内容と実施方法等の整理を行うこととされていた。

令和6年度の結果からは、遠隔授業は医療関係職種養成教育における補完的な教育手法として一定の有効性を有する一方、実技・実習を含む専門教育のすべてを代替できるものではないことが示された。令和7年度の結果からは、教育の質を担保する制度そのものにも、養成区分による差異、専門教育評価の空白、評価制度間の重複、任意制度に依拠することによる実効性の限界等の構造的課題があることが明らかとなった。

したがって、今後の医療関係職種養成教育においては、教育方法の改善と質保証制度の整備を別個の課題として扱うのではなく、教育方法の多様化に対応しつつ、その教育効果をどのように評価し、継続的改善につなげるかという一体的な視点が必要である。

2. 遠隔授業は代替手段ではなく補完的・戦略的手法として位置付ける必要性

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、遠隔授業は臨時的・代替的な教育手段として導入された。しかし、教育未来創造

会議等においてオンライン授業等の導入促進が示されたことにより、遠隔授業は一時的措置にとどまらず、今後の教育方法の一つとして検討される段階に移行している。

本研究の結果、遠隔授業は、講義系科目や基礎知識の定着、復習、反復学習、補講、他施設との講義共有等において一定の有効性を有することが示された。特に、オンデマンド型では学生が自分のペースで繰り返し学修できる点、同時配信型ではリアルタイムの質疑応答や双方向性を確保できる点、ハイブリッド型では対面授業と遠隔授業の長所を組み合わせられる点が確認された。

一方で、遠隔授業は、実技・実習、人体に触れる技術、装置操作、安全管理、臨床判断、態度形成等を十分に代替するものではない。特に、柔道整復師やあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師のように手技や身体接触を伴う教育内容が多い職種では、対面でしか得られない学修経験を損なわない配慮が不可欠である。また、診療放射線技師のように大型機器を用いた実習が重要な職種では、遠隔授業の導入には慎重な検討が必要であり、動画教材やシミュレーション教材等の活用可能性も含めて段階的に検討する必要がある。

以上より、遠隔授業は対面授業の単純な代替ではなく、教育目標、授業内容、到達度、評価方法を踏まえて戦略的に組み込む補完的手法として位置付けることが重要である。

3. 職種特性を踏まえた遠隔授業活用基準の必要性

医療関係職種の養成教育は、共通して医療の安全性と質に関わる専門職を育成するものである一方、職種ごとに必要とされる知識・技能、実技・実習の比重、人体に触れる機会、装置操作や測定技術の有無、臨床現場で求められる判断内容が大きく異なる。そのため、遠隔授業の導入可否や活用範囲を一律に定めることは適切ではない。

本研究では、遠隔授業の活用可能性を検討するに当たり、人体に触れる機会が多い内容、人体に触れる機会が少ない内容、職種特性上行われている内容等の観点から整理した。この分類は、遠隔授業の適否を判断するうえで有用であり、今後、各職種の教育内容ごとに、遠隔授業で実施可能な範囲、対面授業が必要な範囲、遠隔授業と対面授業を組み合わせる

範囲を明確化する際の基本的な視点となる。

特に、講義系科目や知識習得を目的とする内容では遠隔授業の活用余地が大きい一方、技能の習得、身体に触れる手技、装置操作、臨床実習、患者又は対象者との関係性形成等については、対面教育を基本とし、遠隔授業は事前学修、復習、補助教材、シミュレーション等として位置付けることが望ましい。したがって、今後は、職種ごと、科目ごと、教育内容ごとの遠隔授業活用基準を具体化していくことが必要である。

4. 遠隔授業の質を担保するための教育設計と教員支援

遠隔授業を教育の質向上につなげるためには、授業をオンライン化するだけでは不十分であり、教育設計、教材作成、学修管理、成績評価、教員支援体制を一体的に整備する必要がある。

令和6年度の調査では、遠隔授業の課題として、学生の集中力低下、学修状況の把握の難しさ、学生同士や教員とのコミュニケーション不足、教員のICT活用能力の差、教材作成負担、学習成果評価の難しさ等が示された。遠隔授業では、学習目標を明確化し、達成度を可視化すること、質疑応答やフィードバックの機会を設けること、オンライン上でのグループワークやディスカッションを取り入れることなど、学修意欲を維持するための工夫が求められる。

また、オンライン試験やレポート評価等を用いる場合には、評価基準の明確化、不正防止、本人確認、学修成果の妥当な測定等について検討が必要である。特に、医療関係職種養成教育では、単なる知識の理解だけでなく、技能、態度、判断力、実践力を含めた総合的な能力を評価する必要があるため、遠隔授業における評価方法の標準化と質保証は重要な課題である。

そのため、今後は、各養成施設における個別の努力に委ねるだけでなく、職能団体、学校協会、教育施設協議会等が連携し、遠隔授業に関する教材作成支援、教員研修、評価方法の共有、好事例の横展開を行う仕組みを整備することが望まれる。

5. 養成区分による質保証構造の非対称性

令和7年度の調査では、医療関係職種養成教育における質保証制度について、大学と専

修学校等の養成区分の違いに起因する制度構造の非対称性が明らかとなった。大学では学校教育法に基づく機関別認証評価が義務付けられている一方で、その評価は大学全体の組織運営、内部質保証、教育研究活動等を対象とするものであり、各資格養成課程に固有の専門教育の内容や臨床実習体制を十分に評価するものとは限らない。

一方、専修学校等では、養成施設指定規則や指導ガイドラインに基づき、教員配置、施設設備、教育内容等について行政確認の対象となる構造がある。また、令和8年度以降、自己点検・評価及び結果公表が制度上求められることとなるが、第三者評価については努力義務にとどまる。このように、大学と専修学校等では、適用される法制度、評価対象、評価の強制力、専門教育の確認方法が異なっている。

この非対称性は、同一の国家資格取得に接続する養成教育でありながら、教育の質保証の仕組みが養成区分により異なることを意味する。今後、医療関係職種養成教育の質を均てん化するためには、大学と専修学校等の制度上の違いを踏まえつつ、専門教育として共通して確認すべき事項を明確化し、養成区分にかかわらず一定の質を担保できる仕組みを検討する必要がある。

6. 専門教育評価の空白と評価項目の重複を同時に解消する必要性

令和7年度の結果からは、大学教育における専門教育評価の空白と、任意の分野別評価を導入した場合に生じる評価項目の重複という、相反するように見える2つの課題が確認された。

専門教育評価の空白とは、機関別認証評価では大学全体の質保証が評価される一方、各医療関係職種の専門教育に固有の教育内容、臨床実習体制、指定規則やガイドライン相当の要件等が十分に評価されにくい状態を指す。この空白を補完する方策として、分野別評価や第三者評価の活用が選択肢となり得る。

しかし、分野別評価や第三者評価を追加的に導入すると、教育理念、教員組織、教育課程、学生支援、管理運営、内部質保証等について、既存の機関別認証評価と評価項目が重複する可能性がある。これにより、養成施設にとっては資料作成や受審対応の負担が増

大し、評価が教育改善のための仕組みではなく、形式的・事務的負担として受け止められるおそれがある。

したがって、今後の制度設計では、専門教育評価の空白を埋めることと、既存制度との重複を避けることを同時に達成する必要がある。そのためには、機関別認証評価が担うべき事項、分野別評価又は第三者評価が担うべき事項、行政確認として必要な事項を整理し、評価制度間の役割分担を明確化することが重要である。

7. 任意制度に依拠する質保証の限界と改善支援型評価の必要性

第三者評価や分野別評価が任意又は努力義務にとどまる場合、教育の質に課題を有する養成施設ほど受審を回避し得るという構造的課題がある。質改善に積極的な養成施設は自発的に評価を受ける一方で、本来改善支援が必要な施設が評価制度の外にとどまる場合、制度全体としての質保証の実効性は限定的となる。

一方で、第三者評価を一律に義務化すればよいという単純な問題でもない。評価を受ける養成施設側には、資料作成、自己点検、実地調査対応、改善計画策定等の負担が生じる。また、評価機関側にも、評価員の確保、評価基準の整備、評価の公平性・中立性の担保、運営財源の確保等の課題がある。令和7年度報告書でも、評価制度は教育機関にとって単なる負担ではなく、自律的改善を支える仕組みとして機能する必要があることが示されている。

したがって、今後の第三者評価制度は、単に適合・不適合を判定する監査型の制度にとどまらず、養成施設の教育改善を支援する改善支援型の制度として設計することが重要である。評価結果を教育改善に結び付けるためには、評価後のフィードバック、改善支援、好事例の共有、再評価の仕組み、評価結果の公表方法等を含めて検討する必要がある。

8. 既存の第三者評価制度を活用した横断的質保証基盤の構築

本研究では、既存の第三者評価制度として、リハビリテーション教育評価機構及び柔道整復教育評価機構の評価制度を整理した。これらの制度では、評価対象、評価基準、評価方法、自己点検評価報告書、実地調査、結果

公表等の枠組みが既に整備されており、医療関係職種養成教育における第三者評価を検討するうえで重要な参考となる。

一方で、これらの制度を他職種にそのまま適用することは難しい。各職種には、教育内容、実習体制、養成施設の構成、学生数、職能団体や学校協会の体制、評価機関の有無等に違いがあるためである。そのため、既存制度を参照しつつ、職種ごとの特殊性に対応できる柔軟性を持った横断的な質保証基盤を構築することが求められる。

具体的には、全職種に共通する評価項目と、職種固有の専門教育評価項目を分けて整理することが考えられる。共通項目としては、教育理念、教育課程、教員体制、学生支援、学修成果、内部質保証、情報公表等が想定される。一方、職種固有項目としては、臨床実習、実技教育、装置操作、身体に触れる技術、専門職としての態度形成等が含まれる。こうした二層構造により、制度の共通性と職種特性の双方を確保することが可能となる。

9. 政策的示唆

本研究の結果は、今後の厚生労働行政における医療関係職種養成教育の制度検討に対して、複数の示唆を有している。

第一に、遠隔授業の導入に当たっては、医療関係職種全体に共通する基本原則を示しつつ、職種ごとの教育内容や到達目標に応じた運用基準を整理する必要がある。特に、講義系科目、実技科目、臨床実習、補完教材等の区分ごとに、遠隔授業の活用範囲や留意点を明確化することが求められる。

第二に、質保証制度については、大学と専修学校等の制度上の違いを踏まえながら、国家資格養成課程として共通して確認すべき専門教育の質をどのように担保するかを検討する必要がある。現行制度では、大学教育における専門教育評価の空白と、任意評価導入時の重複負担が併存しているため、制度間の役割分担を整理した実効的な仕組みが求められる。

第三に、第三者評価制度の整備に当たっては、職種ごとに個別の評価制度を乱立させるのではなく、共通部分を横断的に支援する仕組みを検討することが重要である。評価基準、評価員研修、自己点検様式、データ管理、情報公表、改善支援等を一定程度共通化することにより、評価の質を担保しつつ、養成施設

及び評価機関双方の負担を軽減できる可能性がある。

10. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、令和6年度に遠隔授業、令和7年度に第三者評価・質保証制度を対象として、医療関係職種養成教育の課題を職種横断的に整理したものである。一方で、令和6年度と令和7年度では調査対象職種及び調査課題が異なっており、すべての職種について同一の方法で2年間継続的に検証したものではない。また、遠隔授業については、調査時点における実施状況や認識を把握したものであり、教育成果への長期的影響や国家試験結果、臨床実践能力への影響までは十分に検証できていない。

第三者評価・質保証制度についても、制度資料や既存の評価機関資料を中心に整理したものであり、各養成施設における受審負担、評価結果の活用状況、評価後の教育改善効果等については、今後さらに実証的に検討する必要がある。

今後は、本研究で整理した遠隔授業の活用原則と質保証制度上の課題を踏まえ、職種ごとの教育内容に応じた遠隔授業活用基準、専門教育評価に必要な評価項目、評価制度間の役割分担、評価結果を教育改善に結び付ける支援体制を具体化していくことが求められる。あわせて、医療関係職種養成教育全体の質向上に資する、持続可能で実効性のある質保証体系の構築につなげていく必要がある。

E. 結論

本研究では、医療関係職種の養成教育に共通する課題である遠隔授業の在り方及び第三者評価を含む教育の質保証の在り方について、職種ごとの教育特性を踏まえつつ、令和6年度及び令和7年度の2年間にわたり職種横断的に検討した。

令和6年度は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の養成教育を対象として、遠隔授業の実施状況、教育効果、課題及び好事例を整理した。その結果、遠隔授業は、講義系科目、基礎知識の定着、復習、反復学習、補講、他施設との講義共有等において一定の有効性を有する一方、実技・実習、人体に触れる技術、装置操作、臨床判断、態度形成等を十分に代替するもの

ではなく、教育内容や職種特性に応じて補完的に活用する必要があることが示された。

令和7年度は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を対象として、養成教育における第三者評価及び質保証制度の実態を整理した。その結果、大学と専修学校等の養成区分による質保証構造の差異、大学教育における専門教育評価の空白、機関別認証評価と分野別評価等との評価項目の重複、任意制度に依拠することによる実効性の限界等が明らかとなった。

以上より、医療関係職種養成教育の質向上を図るためには、遠隔授業を対面教育の単純な代替ではなく、教育内容に応じた補完的・戦略的手法として位置付けることが重要である。また、教育の質保証については、既存の機関別認証評価、分野別評価、第三者評価、指定規則及びガイドライン等の役割分担を明確化し、職種固有の専門教育を適切に評価できる仕組みを整備する必要がある。

本研究で得られた成果は、医療関係職種の養成教育における教育方法の改善、質保証制度の実効性向上、評価制度間の役割分担の整理及び今後の厚生労働行政における施策検討に資する基礎資料となるものである。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 嶋田 かをる, 松本 珠美, 鈴木 真紀子, 青柳 ますみ, 坂本 秀生, 宮原 祥子, 深澤 恵治: 臨床検査学教育における障害等多様化する学生をめぐる臨地実習の課題と対応 — 「臨地実習指導者講習会」の活用 —. 医学検査, 2024; 73(3): 539-548.
- 2) 二連木 巧, 伊藤 譲, 大石 有希子, 祁答院 隼人, 佐藤 裕二, 増田 大聖, 杉澤 舜: 複数資格取得を標榜する柔道整復師養成大学におけるハイブリッド型教育の導入に関する課題の検討. 柔道整復接骨医学, 2025; 34(1): 1-10.
- 3) 伊藤 譲, 二連木 巧, 祁答院 隼人, 服部 辰広: 柔道整復師養成教育における遠隔授業の活用に関する研究 (第1報): 全国

養成施設アンケート調査に基づく実態調査. 柔道整復接骨医学, 2025;34(2):80-90.

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし